

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第79号の概要

1. 委員会指示第79号の概要

(1) くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者による小型魚の採捕を禁止し、意図せず採捕した場合は直ちに海中に放流しなければならない。

(2) くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

ア 1人毎月1尾を超えて大型魚を保持してはならない。大型魚を保持した者が別の大型魚を採捕した場合は、直ちに海中に放流しなければならない。

イ 委員会会長は、大型魚の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、遊漁者による大型魚の採捕を禁止する旨を公示する。

ウ 遊漁者は、イの公示により大型魚の採捕が禁止された期間中は、大型魚を採捕してはならない。意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

(3) くろまぐろ（大型魚）の採捕の報告

ア 遊漁者が大型魚を採捕した場合は、以下の内容を陸揚げした日から1日以内に委員会に報告。

- ① 採捕者の氏名、住所、電話番号及びメールアドレス
- ② 採捕した大型魚の尾数、重量（計量方法を含む）
- ③ 尾さ長（ふん端から尾さまでの長さをいう。）
- ④ 採捕した大型魚の陸揚げ日及び陸揚げ場所
- ⑤ 大型魚を採捕した海域
- ⑥ （遊漁船を利用した場合）船名、登録都道府県、遊漁船登録番号
- ⑦ （遊漁船以外の船舶を利用した場合）船舶番号又は船舶検査済票の番号

イ 報告を行うに当たっては、以下の書類等を併せて提出。

- ① 採捕した大型魚の尾さ長が確認できる写真
- ② 採捕した者の運転免許証等の本人確認書類の写し

※ 虚偽報告防止策として二重認証システム（電話番号認証）を導入。

(4) 指示の有効期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。